

一般社団法人 日本クレー射撃協会

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、一般社団法人日本クレー射撃協会（以下「本会」という。）の定款第33条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し、法令に定めるもののはか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において役員とは、理事及び監事をいう。

2. 常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。
3. 非常勤役員とは、役員のうち常勤以外の者をいう。

(報酬)

第3条 この規程において報酬とは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員に支給する月額報酬、退職慰労金、日当及び謝金をいう。
- (2) 役員の報酬額の総額は、社員総会決議により定める。

(費用)

第4条 役員の職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、食費、通勤手当及びその他の経費は、費用として報酬等と明確に区分しなければならない。

(月額報酬)

第5条 常勤の役員の月額報酬は、社員総会決議により定める報酬総額の範囲内において、別表1の常勤役員報酬表に掲げるとおりとし、それぞれの役員の号俸は、理事については理事会の決議、監事については監事の協議により決定する。

2. 常勤役員の月額報酬の支給日は、毎月 20 日（その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日）とする。
3. 常勤役員の月額報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(退職慰労金)

- 第6条 常勤役員が退職（死亡した場合を含む。以下同じ。）した場合、別表2の退職慰労金算出表に基づき退職慰労金を支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。
2. 前項の退職慰労金の額等支給に関する詳細は、就業規則第70条に準じて算出し、理事会の承認を得て会長が決定する。

(日 当)

- 第7条 非常勤役員が、本会の求めに応じて出張したときは、別表3及び4に基づき、日当を支給することができる。

(講師及び原稿執筆謝金)

- 第8条 常勤役員を除く役員が、本会が行う講習会、研修会、シンポジウムなどの講師、又は本会の求めに応じて原稿執筆をするときは、別に定める講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規程に基づき、講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(交通費・宿泊費・食費)

- 第9条 役員が本会の求めに応じて出張したときは、別に定める役員出張旅費規程に基づき、交通費及び宿泊費を支給する。
2. 非常勤役員が、理事会に出席したときは、合理的な経路で公共交通機関を使用した場合に要する金額を、交通費として支給する。

3. 非常勤役員が、本会の求めに応じて国内出張したときは、別表3に基づき、食費を支給することができる。

(通勤手当)

第10条 本会は、常勤役員に対し、賃金規程第20条を準用して通勤手当を支給する。

(公 表)

第11条 本会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補 則)

第13条 この規程に実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2014年（平成26年）9月1日より施行する。
- 2 この規程は、2020年（令和2年）6月27日より改正施行する。
- 3 この規程は、2023年（令和5年）3月30日より改正施行する。

（＊2022年度臨時社員総会承認）

別表1：常勤役員報酬表（単位：円）

号 備	月 額	年 額
1	200,000	2,400,000
2	300,000	3,600,000
3	400,000	4,800,000
4	500,000	6,000,000
5	600,000	7,200,000
6	700,000	8,400,000
7	800,000	9,600,000
8	900,000	10,800,000
9	1,000,000	12,000,000

別表2：退職慰労金

勤続年数	金 額	
	普通 退職	業務上の傷病が 原因の死亡及び退職
1年以上3年未満	月額報酬×勤続年数×35/100	月額報酬×勤続年数×70/100
3年以上7年未満	月額報酬×勤続年数×50/100	月額報酬×勤続年数×70/100
7年以上10年未満	月額報酬×勤続年数×60/100	月額報酬×勤続年数×85/100
10年以上	月額報酬×勤続年数×65/100	月額報酬×勤続年数×85/100

別表3：国内旅行の日当及び食費（単位：円）

日 当 (1日につき)	朝食代 (1食につき)	昼食代 (1食につき)	夕食代 (1食につき)
5,000～10,000	1,000	1,000	2,000

*宿泊利用の際、日程又は施設の都合により、朝食、昼食、夕食が手配できない場合は、それぞれ1食につき、上記食費を支給する。

*ただし、1日あたりの従事時間が6時間以上に及び事業又は業務については、当該事業又は業務の担当委員会委員長の了承を経て、上限10,000円まで支給することができる。

別表4：外国出張の日当（単位：円）

項 目	日 当 (1日につき)
指定都市	6,000～12,000

*滞在先の交流国側が、宿泊・食事料等滞在費（1泊3食）を負担する場合、及び本会が旅行代理店等に宿泊・食事（1泊3食）の手配を依頼する場合は、役員の区分にかかわらず、日当は1日当たり5,000円を支給する。

*ただし、1日あたりの従事時間が6時間以上に及ぶ事業又は業務については、当該事業又は業務の担当委員会委員長の了承を経て、上限12,000円まで支給することができる。